

工事業者から見積もりを取得

申請の相談（市役所企画課）

家財道具等処分

リフォーム

家財道具等処分費補助金

- 工事等が始まっていない。
- 空き家を流通させる意思がある。
- 申請者が空き家の所有者である。
- 所有する空き家が「空き家バンク」に登録されていない。
- 申請者の世帯が市税等を滞納していない。
- 申請者及び当該空き家が過去に同補助金の交付を受けていない。
- 対象となる経費が**空き家流通促進補助金要綱別表第1**の内容である。

【補助金の額】

対象となる経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨てる）とし、30万円を限度とする。

申請へ

- 申請書
- 世帯全員の市税等の滞納がないことを証する書類
- 補助対象工事に係る見積書の写し
- 工事実施前の空き家の全体及び工事実施個所の状況が確認できる写真
- 上記以外に市長が必要と認める書類

リフォーム補助金

- 工事等が始まっていない。
- 申請者が**勝浦市空き家バンク制度の物件登録者又は居住利用者**である。
- 「空き家バンク」により**売買又は賃貸契約を成約した**空き家のリフォームを行うものである。
- 申請者の世帯が市税等を滞納していない。
- 申請者及び当該空き家が過去に**リフォーム補助金**の交付を受けていない。
- 対象となる経費が**空き家流通促進補助金要綱別表第2**の内容であり、**居住を目的として行う工事**である。
- 申請日が**成約日から2年以内**であり、申請する年度末までに工事等が完了する。

【補助金の額】

対象となる経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨てる）とし、50万円を限度とする。

申請へ

- 申請書
- 世帯全員の市税等の滞納がないことを証する書類
- 補助対象工事に係る見積書の写し
- 工事実施前の空き家の全体及び工事実施個所の状況が確認できる写真
- 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 賃借人が申請する場合のみ、所有者の承諾書（市が指定する要綱別記第2号様式）
- 上記以外に市長が必要と認める書類

交付の決定

※事業中止又は事業内容に変更が生じた場合は、変更交付申請が必要

工事完了

実績報告

- 補助対象工事等として支出した費用の内訳を示す書類
- 補助対象工事等の支払いが確認できる書類
- 補助対象工事等の実施個所の工事完了後の状況が確認できる写真
- 当該空き家に転居した後の住民票の写し（交付決定者が賃貸人の場合のみ）
- 上記以外に市長が必要と認める書類

※補助事業が完了した日から30日以内又は交付決定日の属する年度末日のいずれか早い日までに提出

補助金の確定

補助金の支払い